

山梨県公報

第千八百九号

平成十九年

十一月十九日

月 曜 日

目 次

告示

道路の区域変更(二件).....	七八三
道路の供用開始.....	七八三
建築基準法に基づく道路位置指定.....	七八四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件).....	七八四
開発行為に関する工事の完了について(二件).....	七八六

告 示

山梨県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
都留市小野字下河原三六〇番の五地先から	七・一	七・一	三〇・七

都留市小野字下河原三六二番地先まで

新	旧	延 長 (メートル)
七・六	七・八	三〇・七
八・〇		

山梨県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
都留市鹿留字門原二二七番の一地从先から	四・三	四・三	二〇・〇
都留市鹿留字門原二二七番の四地先まで	八・一	八・一	二〇・〇
	新	四・四	二〇・〇
		八・一	

山梨県告示第四百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市大字芦川町中芦川字堂所 二番の一地先から 笛吹市大字芦川町鷺宿字新倉一 一七三番の三地先まで	四〇〇・〇	平成十九年 十一月十九 日

山梨県告示第四百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
南都留郡忍野村内野字鞍越三三三九三番四
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三四・五〇メートル

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社栗林工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井三千二百十六番地六
- 3 代表者の氏名 栗林晃
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五一八号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月二十六日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ミサワホーム山梨
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母七丁目九番一号
 - 3 代表者の氏名 古屋保巳
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第六四五四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月二十五日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十一月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成十九年十月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 平井工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市小形山五百七十八番地
 - 3 代表者の氏名 平井昌志
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第三六六号
 - 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十九年十一月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成十九年十月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ふじでん
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣三丁目二十一番二十九号
 - 3 代表者の氏名 多々良吉徳
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一五）第一四九一号
 - 四 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十九年十一月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成十九年十月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社栄真工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市与縄九十三番地
 - 3 代表者の氏名 谷内眞
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第三〇一〇号
 - 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十九年十一月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成十九年十月十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三井建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町江草一万五千八百二十五番地
 - 3 代表者の氏名 三井幸雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一〇九二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社乙黒
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町一ノ宮千二百二十五番地
- 3 代表者の氏名 乙黒正彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第七五八七号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 荒井設備
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市緑ヶ丘二丁目四番二号
- 3 代表者の氏名 荒井松男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第二九〇一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社南部水道設備
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町南部七千四百五十九番地二
- 3 破産管財人の氏名 深澤勲
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四八三六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中央市今福新田字川東五六七の一及び五六七の三の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市西花輪千九百五十一番地市営飛石住宅三 十三 塩島淳

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条新田字神ノ木八九の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南アルプス市下今井百六十一番地一 県営若草下今井団地一 三〇二 幡野直史・由加子

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番